

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針

1. 感染対策に関する基本的考え

当法人は、利用者の使用する事業所、その他の設備、環境について、衛生的な管理に努め、併せて衛生上の必要な措置を講ずる。また、感染症対策を適切に行う事で、当法人においてかんせんしょうが発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及び防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員会の設置

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に努める観点から、「感染対策委員会」を設置する
- ・委員会の委員長は、あしつきふれあいの郷施設長とする。
- ・委員会を構成する員は、主任、センター長で構成する。
- ・感染対策委員会は定例開催（年1回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染発生時の対応」のほか、感染対策に関する職員研修の企画及び実施を行う。
- ・また、利用者・職員の健康状態の把握を行う。

(2) 職員研修及び訓練の実施

- ・感染対策に関する職員研修を年1回実施する。
- ・感染症が発生した場合を想定した訓練を年1回実施する。
- ・研修及び訓練の記録を行う。

3. 感染発生時の対応に関する基本方針

(1) 平常時の対策

- ・施設内の衛生管理（厨房、洗面所、トイレ等環境の整備）
- ・日常の(サービス提供時)感染対策
- ・手洗いの基本
- ・消毒液の適正な使用
- ・早期発見のための日常的な観察

(2) 発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐために、下記の対応を図ります。

- ① 「発生状況の把握」
- ② 「まん延防止の為の措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

・管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の主観部局に報告するとともに、所管の保健所への「報告を行い発生時の対応策等の指示仰ぎます。

【報告が必要な場合】

- ア. 同一の感染症もしくは即中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間に2名発生した場合
- イ. 同一の有症者等が10名以上又は、全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. その他、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

4. 「感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための指針」の閲覧について

この指針は、当法人事業所に掲示し、いつでも自由に閲覧することができる。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。